

平成27年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成27年度11月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成27年11月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育センター	2
		人権教育課	3
		文化財課	4~5
	2 歳入歳出事項別明細書		6~7
	3 債務負担行為に関する調書		8~10

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第14号	財産を無償で譲渡すること(石垣)について	博物館	11~12
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山青年の家)について	社会教育課	13~17
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立船上山少年自然の家)について	社会教育課	18~22
第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	教育総務課	23~25

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県継続費精算報告書について	教育環境課 特別支援教育課	26~27
第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年11月2日専決)	人権教育課	28
	(9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成27年11月2日専決)	人権教育課	29
	(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年11月5日専決)	博物館	30
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 高等学校課 図書館	31

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考	
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他		一 般 財 源
(一般会計) 教育センター	176,813	540	177,353					540	
人権教育課	1,044,003	2,200	1,046,203					2,200	
合計	73,363,199	2,740	73,365,939					2,740	県費負担額 2,740

(一般関係)	
教育センター	教育情報ネットワーク事業
人権教育課	奨学資金償還回収事業
文化財課	(新)「とっとり弥生の王国」普及活用事業～AR(拡張現実)技術を用いた国史跡青谷上寺地遺跡の整備活用事業～ 受託発掘調査事業(山陰道「鳥取西道路」)

平成27年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費  
 1項 教育総務費  
 8目 教育センター費

教育センター（電話：0857-28-2321）  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育情報ネットワーク事業	60,827	540	61,367				540	
トータルコスト	67,039	540	67,579	(補正に係る主な事業内容) 鳥取県教育センターホームページへの音声読み上げ機能等の付加				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	工程表の施策目標(指標) 人的・物的な教育資源の充実				

事業内容の説明

1 事業の概要

平成28年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、鳥取県ウェブアクセシビリティ方針に沿って鳥取県教育センターホームページのウェブアクセシビリティ（高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること）を向上させるため、合成音声による文章の読み上げ、文字・画像の拡大表示、文字色や背景色の変更、ルビ付けなどの機能を付加する。

2 事業内容及び事業費

付加機能の初期設定費用（委託料） 540千円

【スケジュール】

平成28年2月	平成28年3月	平成28年4月～
入札・	契約	
←→		
	サーバ準備・各種設定	
	←→	
		運用
		←→

平成27年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

人権教育課（内線：7516）

7目 育英奨学事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
奨学資金債権回収事業	7,814	2,200	10,014				2,200	
トータルコスト	15,579	2,200	17,779	（補正に係る主な事業内容）				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	-				
工程表の政策目標（指標）	安全・安心な教育環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の概要

○債権回収会社（サービサー）への困難案件委託（継続・増額）

- ・回収困難債権、長期にわたる未納債権等について、債権回収を専門とする業者に回収業務を委託している。（成功報酬は回収実金額の26.46%）
- ・今年度の債権回収業務の委託については、8月から回収業務を開始したが、予定以上に回収が進んだため、予算額が不足する見込みである。契約期間が平成28年2月末までであることから委託を継続し、引き続き債権の早期回収を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	補正前	今回補正	計
債権回収会社への委託	2,000	2,200	4,200
納付勧奨専門員の配置等	5,814	-	5,814
合計	7,814	2,200	10,014

<参考：債権回収会社の回収（委託）実績>

年度	委託債権		回収実績		回収率	成功報酬 [委託料]
	人数(人)	金額(千円)	人数(人)	金額(千円)		
H21	30	8,560	23	2,136	24.9%	482,407円
H22	103	35,505	46	4,542	12.8%	1,120,878円
H23	142	41,455	53	3,034	7.3%	757,750円
H24	157	45,116	57	2,374	5.3%	572,595円
H25	141	29,888	45	3,184	10.7%	785,628円
H26	347	79,241	234	17,457	22.0%	3,959,197円
H27	336	71,757	150	5,615	7.8%	1,485,810円

※H27は、9月末までの実績

平成27年度一般会計補正予算説明資料

10 款 教育費

6 項 社会教育費

文化財課 (内線: 7932)

2 目 文化財保護費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「とっとり弥生の王国」普及活用事業～AR (拡張現実) 技術を用いた国史跡青谷上寺地遺跡の整備活用事業～	0	0	0	0		0	0	
工程表の政策目標 (指標)	文化財の保存、活用、伝承 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>青谷上寺地遺跡の活用事業として、遺跡の発掘時の状況や弥生時代の景観をモバイル端末上に再現するAR (拡張現実) アプリケーションソフトを制作する。</p> <p>AR (拡張現実) アプリケーションソフトは、スマートフォン・タブレット端末用に制作するとともに、インターネット上で無償公開することにより、遺跡への回遊を促し史跡の早期活用を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末のカメラを通じて画面に表示された現実の映像に、発掘当時の写真を3次元化した画像や、弥生時代の景観を復元した3次元CG (コンピューターで処理した画像) をリアルタイムで合成し、発掘中の遺跡や弥生時代当時の様子を体験できるソフトを制作する。</li> <li>・貸出し用端末 (タブレット) を購入する。</li> </ul> <p>(2) 債務負担行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為の期間: 平成28年度</li> <li>・ (公財) 朝日新聞文化財団からの助成交付が決定したため、平成27年度中に助成受諾の契約を締結する必要がある。</li> <li>・債務負担行為額: 7,632千円</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点など</p> <p>青谷上寺地遺跡は国史跡指定後、公有地化を進めているところであるが、現在の景観からは往時の遺跡の様子がうかがえないため、地元や観光客などから遺跡の早期整備が要望されている。</p> <p>AR (拡張現実) 技術を整備活用の手法として取り入れることで、早期に遺跡の魅力を多くの県民・観光客に発信することが可能となる。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

6目 埋蔵文化財センター費

文化財課 (内線: 7537)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
受託発掘調査事業 (山陰道「鳥取道路」)	5,151,340	0	5,151,340			1,055,178	0	

工程表の政策目標 (指標) 文化財の保存、活用、伝承

事業内容の説明

1 事業の概要

一般国道 (鳥取西道路) 建設に伴う埋蔵文化財発掘調査及び調査現場の環境整備、排土運搬を国土交通省から委託を受けて実施する。

平成28年度の債務負担行為を設定することにより、発掘調査を迅速に行う。

2 主な事業内容

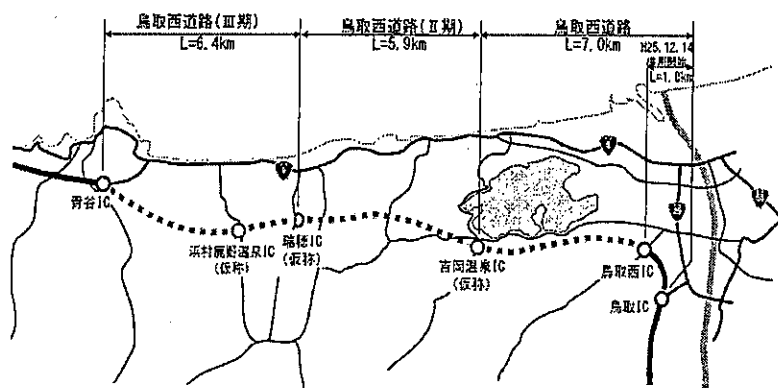
H28年度 現地調査遺跡	下坂本清合遺跡、乙亥正屋敷廻遺跡、 里仁古墳群 (鳥取市調査)、鍋山城跡 (鳥取市調査)、 勝見所在遺跡 (鳥取市調査)
所在市町村	鳥取市
遺跡の概要	弥生時代～中世の集落跡 等

※H28年度調査遺跡は、道路本体工事との工程調整の結果による未調査地、道路付加車線分、未用買地が対象。

3 これまでの取組状況、改善点など

道路事業の円滑な推進のため、国土交通省、県土整備局等関係機関との調整を図りながら実施してきている。

<鳥取西道路路線図>



<埋蔵文化財調査進捗状況>

	~H26	H27	H28(見込み)	合計
第Ⅰ工区	196,698	131,121	532	328,351
進捗率	59.9%	99.8%	100%	
第Ⅱ工区	233,627	31,548	0	265,175
進捗率	88.1%	100%	100%	
第Ⅲ工区	130,804	51,529	4,694	187,027
進捗率	69.9%	97.5%	100%	
全体	561,129	214,198	5,226	780,553
進捗率	71.8%	99.3%	100%	

平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	1項 教育総務費								
	7目 育英奨学事業費								
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,734,940		1,734,940	305,959		305,959	10,871		10,871
2 給 料	26,803,978		26,803,978	476,076		476,076			
3 職 員 手 当 等	17,744,340		17,744,340	405,455		405,455			
4 共 済 費	8,391,609		8,391,609	197,676		197,676	1,715		1,715
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	84,163		84,163	84,163		84,163			
7 賃 金	30,609		30,609	5,493		5,493			
8 報 償 費	160,547		160,547	92,329		92,329			
9 旅 費	618,168		618,168	315,472		315,472	397		397
費 用 弁 償	32,573		32,573	19,215		19,215	82		82
普 通 旅 費	506,362		506,362	244,370		244,370	315		315
特 別 旅 費	79,233		79,233	51,887		51,887			
10 交 際 費	360		360	360		360			
11 需 用 費	1,226,396		1,226,396	763,795		763,795	640		640
12 役 務 費	263,210		263,210	164,038		164,038	887		887
13 委 託 料	6,313,482	2,740	6,316,222	671,520	2,740	674,260	15,415	2,200	17,615
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,332,722		1,332,722	1,057,982		1,057,982	247		247
15 工 事 請 負 費	5,351,067		5,351,067	4,035,975		4,035,975			
16 原 材 料 費	8,825		8,825						
17 公 有 財 産 購 入 費	46,056		46,056						
18 備 品 購 入 費	267,400		267,400	108,768		108,768			
19 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	1,635,471		1,635,471	1,242,791		1,242,791	147,676		147,676
20 扶 助 費	130,810		130,810	130,660		130,660			
21 貸 付 金	840		840	840		840	840		840
22 補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	118,322		118,322						
23 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	345,265		345,265	345,265		345,265	345,265		345,265
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	250,998		250,998	250,144		250,144	144		144
26 寄 付 金									
27 公 課 費	603		603	489		489			
28 繰 出 金	503,018		503,018	503,018		503,018	503,018		503,018
予 備 費									
計	73,363,199	2,740	73,365,939	11,158,268	2,740	11,161,008	1,027,115	2,200	1,029,315
財 源									
内 国 庫 支 出 金	10,825,288		10,825,288	1,095,659		1,095,659	40,348		40,348
地 方 債	3,283,000		3,283,000	2,959,000		2,959,000			
そ の 他	7,693,653		7,693,653	714,289		714,289	345,459		345,459
一 般 財 源	51,561,258	2,740	51,563,998	6,389,320	2,740	6,392,060	641,308	2,200	643,508



平成27年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書  
(単位：千円)

款 項 目		8目 教育センター費		
		補正前	補正額	補正後
節 別		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	18,714		18,714
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費	1,941		1,941
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費	18,241		18,241
9	旅 費	51,807		51,807
	費 用 弁 償	570		570
	普 通 旅 費	33,575		33,575
	特 別 旅 費	17,662		17,662
10	交 際 費			
11	需 用 費	16,387		16,387
12	役 務 費	6,221		6,221
13	委 託 料	44,311	540	44,851
14	使用料及び賃借料	38,920		38,920
15	工 事 購 負 費	5,381		5,381
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費	4,484		4,484
19	負 担 金、補 助 金 及 び 交 付 金	77		77
20	扶 助 費			
21	貸 付 金			
22	補 償、補 填 金 及 び 賠 償 金			
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料			
24	投 資 及 び 出 資 金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
計		206,484	540	207,024
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	3,518		3,518
	地 方 債			
	そ の 他	5,040		5,040
訳	一 般 財 源	197,926	540	198,466

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額  千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				一般財源 千円	
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	その他			
								地方債 千円	その他 千円		
平成27年度 県立学校有人警備業務 委託	8,136			平成28年度から 平成30年度まで	8,136						8,136
平成27年度 県立学校電気工作物保 安管理等業務委託	39,798			平成28年度から 平成30年度まで	39,798						39,798
平成27年度 県立学校消防用設備等 保守点検業務委託	70,989			平成28年度から 平成30年度まで	70,989						70,989
平成27年度 県立学校家庭芝生化推 進指導助言業務委託	14,253			平成28年度から 平成30年度まで	14,253						14,253
平成27年度 県立学校家庭芝生化推 進維持管理業務委託	28,478			平成28年度から 平成29年度まで	28,478						28,478
平成27年度 県立特別支援学校通学 バス運行管理業務委託	161,317			平成28年度	161,317						161,317
平成27年度 鳥取養護学校通学バス 運行管理業務委託	48,327			平成28年度から 平成30年度まで	48,327						48,327
平成27年度 情報教育ネットワーク ウェアアクセスIBILITY 向上事業費	230			平成28年度から 平成29年度まで	230						230

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

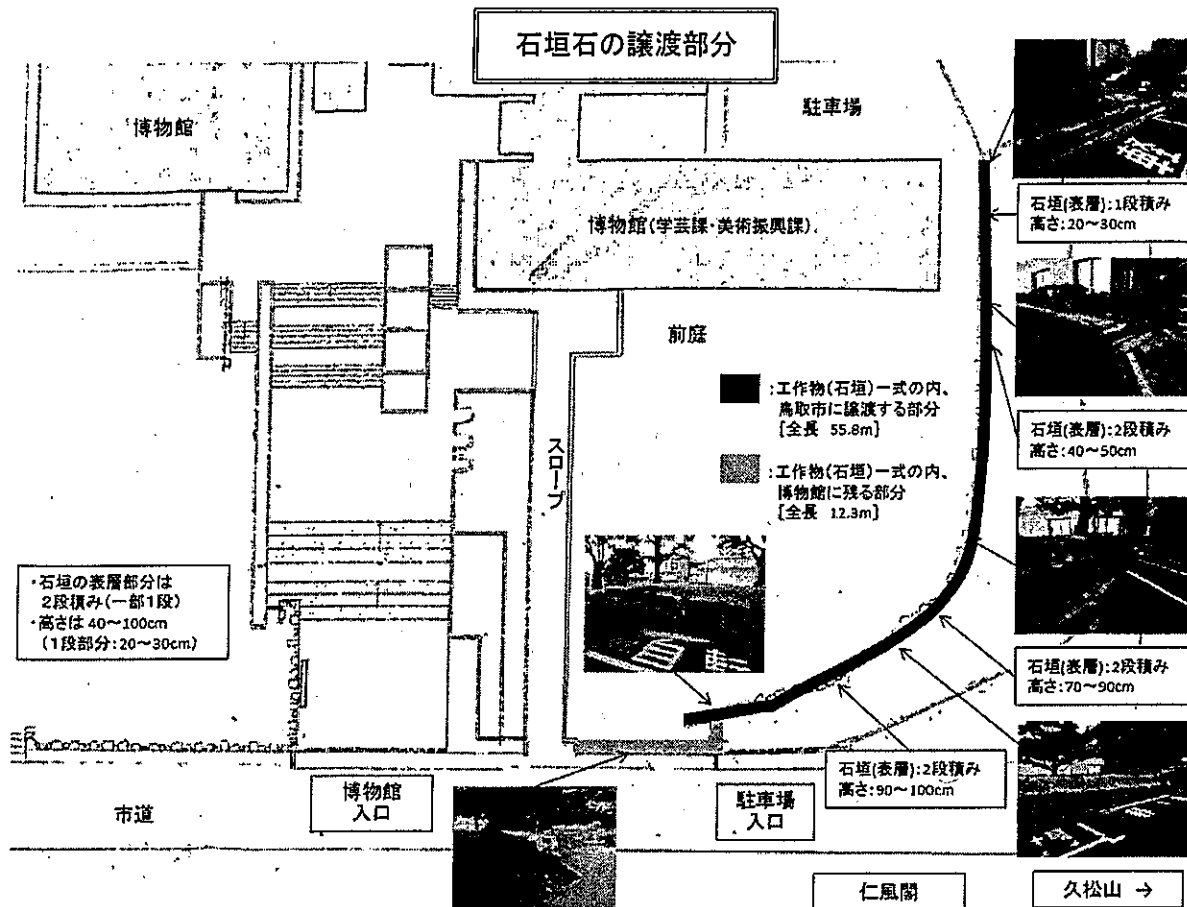
事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	
平成27年度 図書館清掃業務委託	14,343			平成28年度	14,343				14,343
平成27年度 AR技術を用いた青谷 上寺地遺跡整備活用事 業費	7,632			平成28年度	7,632	1,806		4,020	1,806
平成27年度 むさびんだ史跡公園機 械整備業務委託	537			平成28年度から 平成30年度まで	537				537
平成27年度 むさびんだ史跡公園清 掃業務委託	14,937			平成28年度から 平成30年度まで	14,937				14,937
平成27年度 山陰道「鳥取西道路」受 託発掘調査事業費	1,055,178			平成28年度	1,055,178			1,055,178	
平成27年度 国道188号(江府三次 道路)受託発掘調査事 業費	173,300			平成28年度	173,300			173,300	
平成27年度 山陰海岸学習館清掃業 務委託	4,293			平成28年度から 平成30年度まで	4,293				4,293
平成27年度 学校保健教育指導費	14,109			平成28年度	14,109				14,109

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

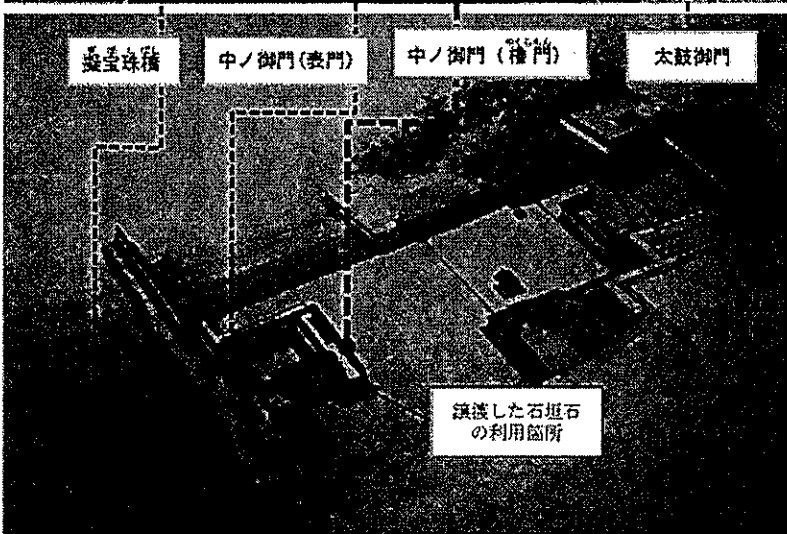
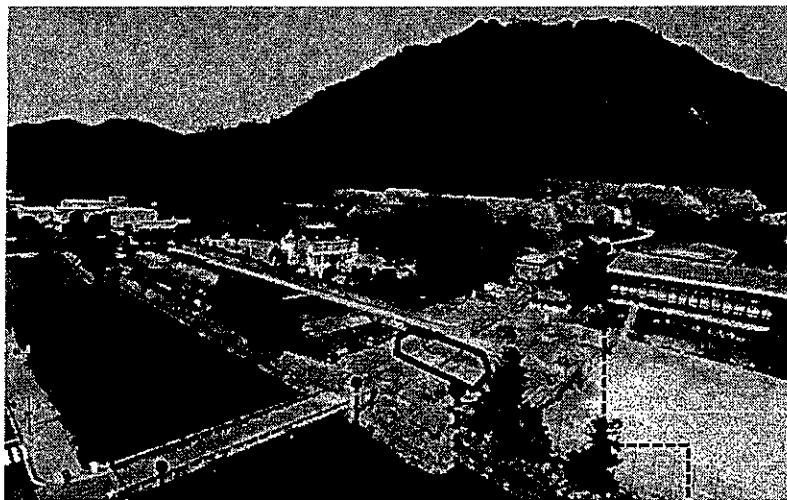
変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
平成27年度 図書館業務システム (貸出・返却・蔵書管 理等)賃借料	千円									
	152,608			平成28年度から 平成32年度まで	152,608					152,608
	5,838			平成28年度から 平成32年度まで	5,838					5,838
	158,446			平成28年度から 平成32年度まで	158,446					158,446

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること（石垣）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取市が実施している大手登城路復元整備事業（H19～H30年度頃）において、中ノ御門の石垣復元に使用したい旨の要望のあった博物館の正面右側前庭を囲っている石垣について無償譲渡しようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" data-bbox="347 763 1182 931"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 763 520 815">種類</th> <th data-bbox="520 763 1010 815">所在地</th> <th data-bbox="1010 763 1182 815">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 815 520 931">工作物</td> <td data-bbox="520 815 1010 931">鳥取市東町二丁目124番地</td> <td data-bbox="1010 815 1182 931">一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥取市尚徳町116番地 鳥取市</p> <p>(3) 利用目的 鳥取市が実施している大手登城路復元整備事業における中ノ御門の石垣復元に使用する。</p> <p>(4) 理由 鳥取市は同市が実施する大手登城路復元整備事業における中ノ御門の復元に当たり、可能な限り建設された当時と同質の石で石垣を復元するよう文化庁から求められている。 しかし、その石が不足しているため、同市から使用したい旨の要望のあった石垣について、無償で譲渡しようとするものである。 なお、博物館の敷地は、博物館を建設するに当たり、鳥取市公設運動場であった土地を、運動場敷地に集積されていた石も含め、県は鳥取市から無償で譲渡を受けた経緯があり、今回博物館の石垣を鳥取市に無償で譲渡し、大手登城路復元整備事業に活用することにより、文化財保護に寄与するものである。</p>	種類	所在地	数量	工作物	鳥取市東町二丁目124番地	一式
種類	所在地	数量					
工作物	鳥取市東町二丁目124番地	一式					



**大手登城路復元整備箇所  
及び整備イメージ図**



条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立大山青年の家) について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称                      鳥取県立大山青年の家</p> <p>(2) 指定管理者                      鳥取市源太12番地                      公益財団法人鳥取県教育文化財団                      理事長 野村 勇二</p> <p>(3) 指定の期間                      平成28年4月1日から平成31年3月31日まで (3年間)</p> <p>(4) 理由                      大山青年の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

**教育委員会指定管理候補者審査委員会報告書**  
(鳥取県立大山青年の家)

教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。）第7条の基準に基づいて審査・選定した。

**1 指定管理候補者**

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 野村勇二 鳥取市源太12番地

**2 指定期間** 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

**3 委託料の額**

110,016,000円・・・(1) (債務負担行為額 110,016,000円)

[参考]単年度委託料の額 ((1)÷3年) 36,672,000円

**4 選定理由**

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは3団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定した。

**[選定理由]**

当該施設が県直営管理（平成18年度以降）となるまで、施設の管理運営を受託していた団体であり、現状の施設の維持管理状況や職員体制をよく把握しており、事故防止対策や修理保全計画、県職員と連携した利用促進策など確実な取り組みが見込まれる。また、現在勤務している職員の継続雇用に配慮した人員構成や勤務条件を整えるとともに、他の社会教育施設を指定管理者として堅実に管理運営している実績から、安定した運営体制が期待できる。

評点の合計点は他の1団体と同点であったが、所長を始めとする県の指導職員との連携や事業実施への密接な協力体制により、魅力ある施設づくりに期待して選定した。

**5 公募の経緯**

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成27年8月14日(金)から10月2日(金)まで (現地説明会8月26日(水))

(2) 応募者 (受付順)

応募者	所在地	代表者
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原8丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(株)ビーフリー	鳥取市東町3丁目184番地	代表取締役 森原幸子
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 野村勇二



## 6 審査の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	公立鳥取環境大学准教授
西口 香澄 (副委員長)	税理士
谷本 麻衣子	南部町教育委員会事務局社会教育主事
吉岡 裕子	上小鴨小学校校長
田中 規靖	鳥取県教育委員会事務局次長

### (2) 開催経緯

#### 第1回審査委員会

平成27年8月7日(金)

- ・指定管理者制度及び県立大山青年の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

#### 第2回審査委員会

平成27年10月20日(火)

- ・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	必須 25
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> </ul> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定	30
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	25

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	TKSS・富士総合警備保障共同企業体 (A)	(株)ピーフリー (B)	(公財) 鳥取県教育文化財団 (C)
選定基準1	適/不適	適	適	適
	2.5	18.6	15.6	13.8
選定基準2	2.0	9.2	10.4	9.6
選定基準3	3.0	20.0	15.6	21.8
選定基準4	2.5	16.4	17.0	19.0
合計	10.0	64.2	58.6	64.2

※点数は委員5名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた運営方針を示されている中、他の多くの施設で指定管理者としての運営実績・ノウハウがあり、緊急時の対応等具体的であり信頼感のあったAの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

委託料の積算額については、Bが最も低額であったが、収入・支出計画などの点で他の応募者との大きな差はみられなかった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

組織の安定感や今後の運営に当たっての人員配置等で、A及びCの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力すること】

各応募者とも県との連携について積極的な体制を示していたが、過去の施設管理の実績を元に、所長を中心とした運営への協力姿勢が期待できるCの評価が高かった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 事故等の防止対策及び緊急時の対応

施設の維持管理や利用者等の安全に配慮された必要な対策等が明記されている。

①事故等の防止対策

- ・ 日常の巡視点検による異常や損傷の早期発見
- ・ 職員の防災意識の向上策 (火災・地震等に対する避難訓練の定期的な実施、避難施設等の定期チェック)

②緊急時の対応

- ・ 緊急時対応マニュアルの作成、緊急連絡網の整備

(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取り組み

県民に親しまれ、使いやすい施設利用を提供する事を最大のサービスととらえ、利用者に対する応接能力の向上や利用者の利便性向上を図っていく事が明記されている。

①利用者の要望把握等

- ・ 窓口での聞き取り、メール、アンケート等の積極的活用
- ・ 要望に対する対応方針をホームページで公開

②サービス向上に対する取組

- ・ 利用者の安全・快適な利用のため日常の巡視・点検による早期対応
- ・ 職員の応接力の向上、情報共有によるトラブルの未然防止

### ③利用促進に向けた取り組み

- ・ホームページによる事業紹介
- ・県立生涯学習センターの指定管理者としてのネットワークを活かし、関係機関と連携した広報誌への掲載
- ・小中学校、公民館等への訪問（広報）

### (3) 管理運営組織

現状の人員配置を基本とした堅実な組織体制を計画しているとともに、現在勤務している職員の継続雇用についても配慮する事が明記されている。

#### ①指定管理者の組織体制

- ・指定管理総括者・事務職員・技術支援指導員・ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

#### ②現在勤務している職員の継続雇用

- ・面談の上、希望する職員の継続雇用に配慮

### (4) 県との連携方法・事業の実施協力

所長を中心とした県職員との連携を密接に行い、運営体制の変更に伴う混乱が生じないよう円滑な事業実施に向けた協力体制を講じる事が明記されている。

#### ①県（指導部門）との連携

- ・利用申込の受付段階から県職員（指導部門）との密接な連携
- ・県事業の計画段階での事業内容の提案や、事業内容に応じたボイラー技師等の弾力的な勤務編成の実施など、県職員との密接な連携

#### ○県事業への実施協力

- ・研修材料の調達、保険手続き、浴室準備、シーツ準備等の効率的な対応
- ・給食会との連携による安全・安定的な食事提供支援
- ・利用者アンケートの回収や要望把握等事後検証のための補助・協力

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立船上山少年自然の家) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由              地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要              (1) 公の施設の名称              鳥取県立船上山少年自然の家</p> <p>(2) 指定管理者              TKSS・富士総合警備保障共同企業体</p> <p>代表者 米子市米原8丁目11番49号              株式会社TKSS              代表取締役 田中富士夫</p> <p>鳥取市商栄町405番地1              富士総合警備保障株式会社              代表取締役 谷口道明</p> <p>(3) 指定の期間              平成28年4月1日から平成31年3月31日まで (3年間)</p> <p>(4) 理由              船上山少年自然の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

**教育委員会指定管理候補者審査委員会報告書**  
(鳥取県立船上山少年自然の家)

教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第7条（以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。）の基準に基づいて審査・選定した。

**1 指定管理候補者**

TKSS・富士総合警備保障共同企業体

(代表) 株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原8丁目11番49号  
富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1

**2 指定期間** 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

**3 委託料の額**

109,596,000円・・・(1) (債務負担行為額 110,100,000円)  
[参考]単年度委託料の額 ((1)÷3年) 36,532,000円

**4 選定理由**

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは4団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定した。

**[選定理由]**

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保策や非常時の関連企業等の協力体制など、管理上の対応内容が具体的かつ明確に示されている。利用者ニーズを把握する取組やサービス向上のための取組などについても具体的な提案がされており、県職員との連携した運営が期待できる。組織体制についても現状の施設運営状況を踏まえた堅実な計画となっており、安定して施設運営が行えると見込まれる。

評点の合計点は他の1団体と同点であったが、指定管理施設の管理運営の実績やノウハウを活かし、さらに民間事業者としてのネットワークを活用した魅力ある施設づくりに期待を持てることにより選定した。

**5 公募の経緯**

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成27年8月14日(金)から10月2日(金)まで (現地説明会8月26日(水))

(2) 応募者(受付順)

応募者	所在地	代表者
(株)ジェイアール西日本米子メンテック	米子市弥生町2番地	代表取締役社長 林原敏夫
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原8丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(株)ビーフリー	鳥取市東町3丁目184番地	代表取締役 森原幸子
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市源太12番地	理事長 野村勇二

## 6 審査の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	公立鳥取環境大学准教授
西口 香澄 (副委員長)	税理士
谷本 麻衣子	南部町教育委員会事務局社会教育主事
吉岡 裕子	上小鴨小学校校長
田中 規靖	鳥取県教育委員会事務局次長

### (2) 開催経緯

#### 第1回審査委員会

平成27年8月7日(金)

- ・指定管理者制度及び県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

#### 第2回審査委員会

平成27年10月20日(火)

- ・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	必須 25
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> </ul>	30
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	25

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配点	(株)ジェイアール西日本米子メンテック (A)	TKSS・富士総合警備保障共同企業体 (B)	(株)ビーフリー (C)	(公財)鳥取県教育文化財団 (D)
選定基準1	適/不適	適	適	適	適
	25	16.8	18.6	15.6	13.8
選定基準2	20	9.2	9.2	10.4	9.6
選定基準3	30	18.2	20.0	15.6	21.8
選定基準4	25	16.8	16.4	17.0	19.0
合計	100	61.0	64.2	58.6	64.2

※点数は委員5名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた運営方針を示されている中、他施設運営での実績・ノウハウがあり、緊急時の対応等具体的であり信頼感のあったBの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

委託料の積算額については、Cが最も低額であったが、収入・支出計画などの点で他の応募者との大きな差はみられなかった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

組織の安定感や今後の運営に当たっての人員配置等で、B及びDの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力すること】

各応募者とも県との連携について積極的な体制を示していたが、過去の施設管理の実績を元に、所長を中心とした運営への協力姿勢が期待できるDの評価が高かった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 事故等の防止策及び緊急時の対応

利用者のための安全確保策等を具体的に講じる事が明記されている他、非常時には自社のグループ企業などの支援を得る体制を講じるなど、高い組織力・行動力を発揮する事が明記されている。

①連絡体制の整備・初動体制の整備

- ・本社との連携による連絡体制等の整備
- ・緊急時でのグループ企業等の人的・物的支援の実施
- ・個人情報保護責任者の明確化
- ・緊急対応備品・応急備品等の整備
- ・緊急時の周辺機関との連携・地図等の作成

②各種マニュアルの整備・研修

- ・危機管理マニュアル、個人情報保護マニュアルの整備

## (2) 利用者の要望把握・サービス向上に対する取り組み

利用者へのサービス向上のため、職員研修に計画的に取り組むとともに、県職員と連携した利用者サービス方法についても具体的に明記されている。

### ①サービス向上のための組織づくり

- ・施設現行規定に関する研修の実施
- ・管理職研修、ステップアップ研修の実施
- ・周辺地域・県・施設内容に関する研修の実施
- ・個人情報保護に関する研修の実施
- ・事業改善への継続的な取組（年2回の検証、PDCAサイクルの活用、セルフモニタリングの実施）

### ②サービス向上の手法

- ・利用者とのコミュニケーションスペースの設置
- ・集客機能強化のためオープンギャラリーサービスの実施
- ・スポーツ、健康、イベント等情報コーナーの設置
- ・車椅子・毛布等の貸出、氷等のサービス
- ・Facebookの開設
- ・周辺地域・関係団体との連携推進

## (3) 管理運営組織

現状の庶務部門と同程度の人員配置が計画されており、県職員との密接な連携を図るとともに、現在勤務している職員の継続雇用についても配慮する事が明記されている。

### ①指定管理者の組織体制

- ・庶務係長、事務職員、技術支援指導者、ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

### ②現在勤務している職員の継続雇用

- ・面談の上、希望する職員の継続雇用に配慮

## (4) 県との連携方法・事業の実施協力

県職員との定期的な打ち合わせ等により意思疎通・連携を図り、主催事業などの県の事業実施が効果的に取り組まれるよう協力体制を整えるとともに、民間事業者のネットワークを活用して他団体との連携により事業の広がり支援していく事が明記されている。

### ①県（指導部門）との連携

- ・週1回程度の所長・庶務係長・指導係長連絡会議
- ・朝礼時の打ち合わせ
- ・月1～2回程度の職員合同会議

### ②県事業への実施協力

- ・効果的な県事業実施への協力
- ・他団体との連携による県事業の魅力度アップ



条例名等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提出及び概要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員及び教育長の給与並びに参考人の手当の額の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 全給料表の給料月額を改める。 イ 初任給調整手当について、医師及び歯科医師の支給月額の上限の引上げを行う。 ウ 期末手当の支給割合を年0.03月分、勤勉手当の支給割合を年0.07月分引き上げる。</p> <p>(2) 次に掲げる条例について、職員の給与に関する条例の改正に準じた改正を行う。 ア 任期付研究員の採用等に関する条例 イ 任期付職員の採用等に関する条例 ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。ただし、(1)ア及びイ等の事項は平成28年1月1日とする。 (2) (1)ウ等の事項は平成27年12月1日から適用する。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の133.5、12月に支給する場合には<u>100分の145.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の133.5、12月に支給する場合には<u>100分の142.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第11条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万1,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の135</u>、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>72万2,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の133.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の145.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第12条の規定並びに附則第4項の規定は、平成28年1月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第4条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)、第6条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)、第8条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(以下「改正後の知事等条例」とい

う。)及び第10条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の教育長条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例、第6条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例、第8条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例又は第10条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

平成26年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳						実 績 内 訳						比			
			左の財源内訳			左の財源内訳			左の財源内訳			左の財源内訳			年勤額と 支出済額の 差	特 定 財 源		一般財源
			年 額	特 定 財 源	一 般 財 源	支 出 済 額	特 定 財 源	一 般 財 源	支 出 済 額	特 定 財 源	一 般 財 源	支 出 済 額	特 定 財 源	一 般 財 源		国庫支出金	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		さわ やか 出 産 学 校 費 使 途 環 境	115,046,000		115,046,000	14,101,585		14,101,585									100,944,415	
		25																
		26	135,246,000		135,246,000	207,110,482		207,110,482									△ 71,864,482	
		計	250,292,000		250,292,000	221,212,067		221,212,067									29,079,933	
		鳥 取 県 立 高 等 学 校 費 使 途	63,000,000		63,000,000	58,380,000		58,380,000									9,620,000	
		25																
		26	102,000,000		102,000,000	111,620,000		111,620,000									△ 9,620,000	
		計	170,000,000		170,000,000	170,000,000		170,000,000									9,620,000	
		改 良 予 備 高 等 学 校 費 使 途	5,460,000		5,460,000	4,810,000		4,810,000									650,000	
		25																
		26	12,740,000		12,740,000	7,189,880		7,189,880									5,550,120	
		計	18,200,000		18,200,000	11,999,880		11,999,880									6,200,120	
		米 子 備 前 高 等 学 校 費 使 途	69,581,000		69,581,000												69,581,000	
		25																
		26	97,093,000		97,093,000	137,066,040		137,066,040									△ 39,973,040	
		計	166,674,000		166,674,000	137,066,040		137,066,040									29,607,960	
																	△ 75,079,940	
																	104,687,900	

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳				実 績 内 訳				比 較 内 訳				
			年 割 額	左 の 財 源			支出済額	左 の 財 源			毎年度と 支出済額 の 差	左 の 財 源			一般財源
				特 定 財 源	地方債	その他		特 定 財 源	地方債	その他		特 定 財 源	地方債	その他	
国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 特殊学校費	私立高等学校特別支援学校整備費	23	2,011,319,000	152,000,000	1,216,783,000	642,586,000	738,577,000	709,855,537	3,721,463	1,272,742,000	127,000,000	506,877,463	638,864,537	
			24	66,104,000	15,324,000	31,000,000	19,780,000	1,172,322,550	482,837,000	596,311,550	△ 1,106,218,550	150,000	△ 47,000,000	△ 576,531,550	
			25	69,558,000	31,238,000	31,000,000	7,320,000	97,902,700	31,000,000	35,664,700	△ 28,344,700			△ 28,344,700	
			26	6,560,000			6,560,000	14,606,045		14,606,045	△ 8,046,045				△ 8,046,045
			計	2,153,541,000	46,582,000	214,000,000	1,216,783,000	2,023,408,295	46,412,000	134,000,000	1,192,692,537	650,303,758	130,132,705	80,000,000	24,040,463
10 教育費	西 部 課 務 事 務 費 等	西 部 課 務 事 務 費 等	25	1,512,000			1,512,000			1,512,000				1,512,000	
			26	3,726,000			3,726,000	5,173,200		5,173,200	△ 1,447,200			△ 1,447,200	
			計	5,238,000			5,238,000	5,173,200		5,173,200	64,800			64,800	

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (8) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  (平成27年11月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 請求の相手方  鳥取市内 個人3名(借受者並びにその連帯保証人及び保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨  鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者並びにその連帯保証人及び保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過  ① 平成24年の返還開始当初より未納となっていた。再三にわたって、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが全く納付がない状況が続いていた。  平成26年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。  ② 本人、連帯保証人及び保証人に対し、返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。  ③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、本人、連帯保証人及び保証人から分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】  管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (9) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について  (平成27年11月2日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方  鳥取市内 個人2名（借受者の連帯保証人及び保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨  鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者の連帯保証人及び保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成22年の返還開始当初より未納となっていた。再三にわたって、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが全く納付がない状況が続いていた。  平成23年度に債権回収会社に委託したが成果がなかった。</p> <p>② 本人、連帯保証人及び保証人に対し、返還期限を指定して一括返還を求めたが履行されなかった。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、連帯保証人及び保証人から分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p> <p>【参考】  借受者本人は、行方不明により支払督促が送達されなかったため、所在を確認中である。  管轄裁判所は、鳥取簡易裁判所である。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について          (平成27年11月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会の報告するものである。</p> <p>2 概要          (1) 和解の相手方          鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金287,653円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要          ア 事故発生年月日          平成27年7月31日          イ 事故発生場所          東伯郡北栄町田井地内          ウ 事故の状況          鳥取県立博物館所属の職員が、公務のため普通貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>



長期継続契約の締結状況について

報告第3号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	高等学校課	物品 保守	マークシートリーダー	4台	米子市両三柳2864番地16 株式会社ケイズ	4,730,400	平成27年10月1日 ～平成32年9月30日	鳥取県立八頭高等学校 他3所属
2	図書館	物品 保守	電話交換機 電話機	1台 40台	鳥取市湖山町南3丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	1,982,880	平成27年10月1日 ～平成33年9月30日	鳥取県立図書館
3	八頭高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター スキャナー	2台 1台 1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,083,456	平成27年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立八頭高等学校
4	鳥取中央育英高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	倉吉市下田中町870番地 株式会社モリックスジャパン 倉吉店	777,600	平成27年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立鳥取中央育英高等学校
5	米子西高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	米子市両三柳2864番地16 株式会社ケイズ	476,928	平成27年10月1日 ～平成31年9月30日	鳥取県立米子西高等学校
6	境高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	境港市浜ノ町132番地 株式会社やまさき	606,528	平成27年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立境高等学校

